

令和7年12月23日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

令和7年(ネ)第3778号、同第4347号、同第4852号 損害賠償請求控訴事件、民事訴訟法260条2項の申立て事件(原審・東京地方裁判所令和4年(ワ)第21897号)

口頭弁論終結日 令和7年10月28日

判 決

東京都文京区本郷7-3-1 東京大学大学院情報学環・学際情報学府

控訴人兼被控訴人 開 沼 博

(以下「1審原告」という。)

同訴訟代理人弁護士 根 岸 圭 佑

東京都千代田区九段南1-6-17 千代田会館4階

早稲田リーガルコモンズ法律事務所

控訴人兼被控訴人 福 田 健 治

(以下「1審被告福田」という。)

同訴訟代理人弁護士 高 野 隆

同 小 松 圭 介

同 吉 田 京 子

東京都千代田区神田猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室

控訴人兼被控訴人 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV

(以下「1審被告法人」という。)

同 代 表 者 理 事 白 石 草

同訴訟代理人弁護士 呂 田 村 洋 一

同 藤 原 大 輔

主 文

1 本件各控訴をいずれも棄却する。

2 控訴費用は各自の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨等

1 控訴の趣旨

(1) 1審原告

ア 原判決を次のとおり変更する。

イ 1審被告福田は、1審原告に対し、220万円及びこれに対する令和元年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 1審被告法人は、1審原告に対し、220万円及びこれに対する令和元年3月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 1審被告福田

ア 原判決中1審被告福田敗訴部分を取り消す。

イ 上記の部分につき、1審原告の請求を棄却する。

(3) 1審被告法人

ア 原判決中1審被告法人敗訴部分を取り消す。

イ 上記の部分につき、1審原告の請求を棄却する。

2 民事訴訟法260条2項の申立て

(1) 1審被告福田

1審原告は、1審被告福田に対し、73万3439円及びこれに対する令和7年7月12日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 1審被告法人

1審原告は、1審被告法人に対し、73万6781円及びうち28万9996円に対する令和7年7月9日から、うち30万円に対する同月16日から、うち14万6785円に対する同年9月26日から各支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要（略称は、別に定めない限り原判決のものを用いる。以下同じ。）

1 本件（原審）は、社会学者であり、大学教員の地位にある1審原告が、弁護士である1審被告福田が1審原告に対する別件訴訟（別訴）の提起に際して報道機関に送付した通知（本件通知）及び別訴の提起後に行った記者会見（本件記者会見）における発言並びにインターネットメディアである1審被告法人が本件記者会見について報道したインターネット上の記事（本件記事）の内容が、1審原告の名誉を毀損するものであり、これらにより精神的苦痛を受けたと主張して、1審被告らそれぞれに対し、不法行為による損害賠償請求権に基づき、各550万円（慰謝料500万円及び弁護士費用50万円の合計）及びこれに対する各不法行為の日（1審被告福田につき令和元年3月7日、1審被告法人につき同月8日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審は、1審原告の1審被告福田に対する請求を、55万円（慰謝料50万円及び弁護士費用5万円の合計）及びこれに対する遅延損害金（始期及び利率は請求と同じ。）の支払を求める限度で、1審原告の1審被告法人に対する請求を、55万円（慰謝料額50万円及び弁護士費用5万円の合計）及びこれに対する遅延損害金（始期及び利率は請求と同じ。）の支払を求める限度でそれぞれ認容し、その余の請求をいずれも棄却した。こうしたところ、1審原告及び1審被告らがそれぞれの敗訴部分について控訴を提起した。ただし、1審原告の控訴は、1審被告らそれぞれに対し、各220万円（慰謝料額200万円及び弁護士費用20万円の合計）及びこれに対する遅延損害金（始期及び利率は原審における請求と同じ。）の支払を求める限度で請求の認容を求める一部控訴である。

なお、当審において、1審被告福田は、原判決主文第5項の仮執行宣言に基づいて、令和7年7月11日に73万3439円を給付したとして、民事訴訟法260条2項に基づき、1審原告に対し、上記73万3439円及びこれに対する給付の日の翌日である同月12日から支払済みまで民法所定の年3パー

セントの割合による遅延損害金の支払を求め、また、1審被告法人は、原判決主文第5項の仮執行宣言に基づいて、令和7年7月8日に28万9996円を、同月15日に30万円を、同年9月25日に14万6785円をそれぞれ給付したとして、民事訴訟法260条2項に基づき、1審原告に対し、上記合計73万6781円及びうち28万9996円に対する給付の日の翌日である同年7月9日から、うち30万円に対する給付の日の翌日である同月16日から、うち14万6785円に対する給付の日の翌日である同年9月26日から各支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払を求めている。

2 前提事実、争点及び争点についての当事者の主張は、原判決を次のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の補充的主張を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、引用に係る補正後の前提事実を「補正後前提事実」という。

原判決別紙1の「本件記者会見」の「発言内容」欄4の5行目の「大学職員」を「大学教員」に改める。

3 当審における当事者の補充的主張

(1) 1審原告

ア 1審被告福田に対する請求について

(ア) 1審被告福田発言は、少なくとも默示的に本件摘示事実1を摘示していること

1審被告福田は、本件記者会見に先立ち、本件摘示事実1が記載された本件通知を報道機関に送付している上、本件記者会見当日には、参加者に対して、本件摘示事実1が記載された別訴訴状とともに、本件摘示事実1を裏付ける証拠として1審原告と■とのやり取りの一部を切り取りかつハイライト表示したラインメッセージを配布していることから

すると、1審被告福田発言、本件通知、別訴訴状及び上記ラインメッセージは一体のものとして受け手に理解される関係にあり、1審被告福田もその趣旨で上記資料を配布していたのであるから、一般読者の普通の注意と読み方を基準にすれば、1審被告福田発言は、少なくとも默示的に本件摘示事実1を摘示しているといえる。

(1) 1審被告福田が1審原告に賠償すべき損害額は220万円とされるべきであること

1審被告福田は、1審原告を社会的に追放することを目的として、事実ではないことを認識しながら、本件通知在京福島の報道機関にまで送付し、本件記者会見を実施して、1審原告の大学教員としての業務上の信用を著しく害する発言を繰り返し、1審原告の名誉を棄損したものであり、1審原告の損害額は220万円（慰謝料200万円及び弁護士費用20万円の合計）と認定されるべきである。

イ 1審被告法人に対する請求について

1審原告の甚大な被害は6年以上にわたる1審被告法人によるインターネット上の本件記事の拡散によってもたらされていること、それは、1審被告法人が1審被告福田と連携して、1審原告を社会的に追放することを目的としていたためであると認められること、1審被告法人は別訴判決が確定してからも約3年間、意図的にその結果を報道せずに本件記事を拡散し続け、その間、本件訴訟対応を理由に多額の寄付金を集めていること、報道機関を名乗りながら1審原告への取材すらせば、その言い分の確認もせずに、一方当事者的一方的言い分に基づく本件記事の配信を断行し、1審原告に甚大な損害を与えたことからすれば、1審被告法人の1審原告に対する賠償額は220万円（慰謝料200万円及び弁護士費用20万円の合計）と認定されるべきである。

(2) 1審被告福田

ア 本件通知及び本件記者会見については、司法記者らにおける普通の注意と読み方を基準として、名誉棄損の成否が判断されなければならないこと

1 審被告福田は、本件記者会見を東京地方裁判所の司法記者クラブで実施しているところ、これは、司法記者の専門性と職業倫理に対する信頼から、自らの発言が一方当事者の主張であることを踏まえて適切に報道されると期待して行われたものであり、かかる期待は法的に保護されなければならない。そうだとすれば、本件通知及び本件記者会見については、「一般読者」ではなく、「会見に出席した司法記者ら」における「普通の注意と読み方」を基準として、名誉棄損の成否が判断されなければならない。

イ 司法記者を基準とすれば名誉棄損は成立しないこと

司法記者は、民事訴訟で被告とされた者が必ずしも社会的に非難に値するものでないことや、提訴会見における発言が一方当事者の主張にすぎないことを当然に認識している。司法記者が提訴会見に出席するのは、事実関係を確認し、訴えられた被告にも取材して、報道価値を見極めるためである。司法記者にとって、提訴会見で得られる情報は今後の取材活動のための素材にすぎず、それに基づいて取材対象者の評価を決めるのではない。提訴会見に出席した司法記者らの通常の注意によれば、本件通知及び本件記者会見は1審原告の社会的評価を低下させるものではない。

仮に、本件通知及び本件記者会見で掲示された事実によって1審原告の社会的評価が低下したとしても、①本件通知及び本件記者会見で掲示された、⑦大学教授による学生に対する恫喝行為があったと主張する提訴がされたことと、①弁護士がこの事件は提訴するだけの価値があると判断したことという二つの事実はいずれも真実であること、②大学教員として公的職にある者と大学生との紛争について訴訟による解決を目指すこととしたことは、公共の利害に関する事実であること、③上記①の事実掲示の目的が訴訟提起を社会に知らせて裁判の公開に資することにあり、その目的が

公益を図ることにあったことからすれば、本件通知及び本件記者会見のいずれについても違法性を欠き、名誉棄損による不法行為は成立しない。

ウ 提訴会見は裁判の公開の実質化のために必要不可欠であること

憲法82条1項が保障する裁判の公開は、市民が訴訟の存在を知り、傍聴や報道による監視が行われることによってはじめて実質的意味を持つことからすると、提訴会見によって訴訟の存在を社会に知らせることは、裁判の公開を実質化するために必要不可欠である。

(3) 1審被告法人

ア 本件記事によって1審原告の社会的評価は低下しないこと

本件記事は、大学生が1審原告を提訴（別訴）したことを報じるものである。この記事によって1審原告が提訴されたことは広く知られたが、別訴が提起されたということは、別訴で1審原告が敗訴したことを意味するものではない。提訴がされても、これに対する判断は裁判所が行うものであり、原告が勝つこともあるが、被告が勝つこともあるということは、市民が常識として理解している。そうだとすれば、1審原告が提訴されたと報じる本件記事によって1審原告の社会的評価が低下することはなく、本件記事は1審原告に対する名誉棄損を構成しない。

イ 本件記事は民事不法行為である名誉棄損とはならないこと

仮に、本件記事によって1審原告の社会的評価に影響があり得るとしても、本件記事については、以下のとおり、いわゆる公共性・公益目的・真実性が認められるから、本件記事が民事不法行為である名誉棄損となることはない。

すなわち、1審原告は、社会学者であり、令和3年3月まで立命館大学准教授、同年4月から東京大学大学院情報学環准教授の地位にあり、また、1審原告には、福島第一原子力発電所事故後の福島県の復興に関する著作や発言が多いところ、別訴は、公的な立場にある1審原告に対する意見を

市民が形成する上で重要な資料を提供するものであり、別訴の経過及び結果は多くの市民にとって関心の対象となるものである。つまり、本件記事は、公共の利害に関する事実に係るものである。

また、1審被告法人は、非営利活動法人であり、平成28年からは高い公共性を有する団体として認定NPO法人の認定を受けているところ、別訴を報道することは、市民の知る権利に奉仕することになると判断して、本件記事を作成、配信したものであり、かかる1審被告法人の活動が公益を図ることにあったことは明らかである。

さらに、本件記事が報じたのは、大学生が1審原告を提訴したという事実と、この裁判における上記大学生の主張の概要である。これらが真実であることは、別訴の訴状に照らし明らかである。

したがって、仮に本件記事によって1審原告の社会的評価に影響があつたとしても、本件記事には公共性があり、1審被告法人がこれを報じた目的は公益を図るところにあったものであり、かつ、本件記事の内容は真実であり、本件記事には違法性がない。

よって、本件記事が1審原告に対する名譽棄損を構成することはない。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、1審原告の1審被告福田に対する請求は、55万円（慰謝料50万円及び弁護士費用5万円の合計）及びこれに対する令和元年3月7日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で、1審原告の1審被告法人に対する請求は、55万円（慰謝料額50万円及び弁護士費用5万円の合計）及びこれに対する同月8日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度でそれぞれ理由があり、その余の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、当審における当事者の補充的主張を踏まえて原判決を以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。な

お、補正して引用する原判決の判断を「補正後判断」という。

- (1) 原判決10頁21行目の「10月9日から10日にかけて」を「平成30年10月9日から同月10日にかけて」に、同11頁7行目の「大学職員」を「大学教員」にそれぞれ改める。
- (2) 原判決12頁2行目冒頭から同5行目末尾までを次のとおり改める。

「一方、1審被告福田発言には、1審原告が■に対して直接的に恫喝行為を行ったということを明示的に述べる部分はなく、1審被告福田が、本件記者会見において、本件摘示事実1を明示的に摘示したとは認められない。また、1審被告福田が、本件記者会見において、本件摘示事実1を黙示的に摘示したか否かについてみても、確かに、1審被告福田は、補正後前提事実(3)及び補正後判断2(2)のとおり、本件記者会見の前日、本件摘示事実1が記載された本件通知を報道機関に送付しているが、本件記者会見との関係では、本件通知は、飽くまで本件記者会見の実施を事前に告知するものにとどまるから、本件通知の内容が、当然に本件記者会見で述べられたこととなるものではない。そして、1審被告福田は、本件記者会見の前日に本件通知を報道機関に送付したほか、補正後判断2(3)ア(ア)のとおり、本件記者会見の際、資料として、本件摘示事実1が記載された別訴訴状や、1審原告と■との間のラインにおけるトーグ履歴を配布しているものの、本件記者会見において、本件通知や上記配布資料に一切言及することなく、1審被告福田発言をするにとどまっていることからすれば、1審被告福田が、本件記者会見において、本件摘示事実1を黙示的に摘示したと認めることもできない。」

- (3) 原判決12頁18行目の「高校」を「出身高校」に改める。
- (4) 原判決14頁19行目の「原告」を「■」に改め、同20行目の「本件記者会見においても、」の次に「1審被告福田は、」を加え、同23行目の「原告が主張するところを考慮しても」を「1審被告福田は、自らの主張事

実が真実であるとしてこれが広く社会に報道されることを期待して本件通知を行った上で本件記者会見を実施したと考えられるのであり、1審被告福田が主張するところを考慮しても、」に、同25行目の「被告」を「1審被告福田」にそれぞれ改める。

(5) 原判決14頁25行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「ウ なお、1審被告福田は、本件記者会見が司法記者クラブで実施された提訴会見であることを根拠に、本件通知及び本件記者会見で摘示された事実が、①大学教授による学生に対する恫喝行為があったと主張する提訴がされたことと、②弁護士がこの事件は提訴するだけの価値があると判断したことにとどまるかのように主張する。

しかし、本件記者会見では、本件記者会見に際し、別訴訴状の写しが配布されたものの、参加者に対して、別訴訴状に言及することは一切なかったこと（補正後判断2(3)ア(ア)）、本件記者会見全体の発言内容を見ても、別訴における一方当事者の主張内容を説明しているということを十分に伝えようとしている形跡はなく、かえって、1審被告福田が1審原告の行為を強い表現で繰り返し非難し、当事者である■本人も同席して被害を実際に受けた旨を訴えていること（補正後判断2(3)ア(イ)）からすれば、本件記者会見が提訴会見であり、参加者が報道機関に限定されていたことを考慮しても、本件通知及び本件記者会見における摘示事実が、上記①及び②の内容にとどまるものとは認められない。したがって、1審被告福田の上記主張は採用することができない。」

(6) 原判決17頁11行目の「6・8・9頁」を「6～9頁」に改める。

(7) 原判決17頁24行目の「午後15時35分」を「午後3時35分」に、同25行目の「午後4時44分」を「午後3時44分」にそれぞれ改める。

(8) 原判決19頁14行目の「12頁」を「19頁」に改める。

(9) 原判決21頁25行目の「同セ」を「同ス」に改める。

(10) 原判決24頁8行目の「[]に対する加害行為」を「1審原告による[]に対する加害行為」に、同15行目から同16行目にかけての「[]の高校や大学」を「[]の出身高校や所属大学」にそれぞれ改める。

2 そうすると、1審原告の1審被告福田に対する請求を55万円及びこれに対する令和元年3月7日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で、1審原告の1審被告法人に対する請求を55万円及びこれに対する同月8日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度でそれぞれ認容し、その余の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件各控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却する。

なお、当審における1審被告らの民事訴訟法260条2項に基づく原状回復請求及び損害賠償請求の各申立ては、原判決が変更されないことを解除条件とするものというべきであるから、これらについては判断を示さない。

よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判官

三輪恭子

三 輪 恭 子

東京高等裁判所

裁判官

鈴木和孝

鈴木和孝

裁判長裁判官水野有子は、差支えのため署名押印することができない。

裁判官

三輪恭子

三輪恭子

東京高等裁判所

これは正本である。

令和 7 年 1 月 23 日

東京高等裁判所第 7 民事部

裁判所書記官 金子 弘

